公共調達の適正化について（平成18年８月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第４

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術の性能確認試験の形態管理作業（その3） １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁航空装備研究所管理部会計課長 大倉　盛之 東京都立川市栄町1-2-10	R5.3.10	川崎重工業㈱ 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号	1140001005719	本件の履行に必要な島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術（その２）の研究試作のうちターボファンエンジン、エンジン試験器材及びエンジン計測器材について、性能、機能、構造、運転及び整備に関する知識及び技術を有していることが、必要不可欠であり、公募を実施した結果、応募者が該者一者で評価基準を満たしているため。（会計法第２９条の３第４項）（公募）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	43,681,000	－					16039
新艦対誘導弾の性能確認試験（ＰＳ試験）のための技術支援 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁航空装備研究所管理部会計課長 大倉　盛之 東京都立川市栄町1-2-10	R5.3.6	三菱電機㈱ 東京都千代田区丸の内二丁目７番３号	4010001008772	本件の履行に必要な新艦対空誘導弾の機能・性能・構造に関する知識を有していることが必要不可欠であり、公募を実施した結果、応募者が該者一者で評価基準を満たしているため。（会計法第２９条の３第４項）（公募）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	3,190,000	－					17024
島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術の性能確認試験のうち耐久試験のための技術支援 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁航空装備研究所管理部会計課長 大倉　盛之 東京都立川市栄町1-2-10	R5.3.23	川崎重工業㈱ 兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目１番１号	1140001005719	本件の履行に必要な島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術（その２）の研究試作のうちターボファンエンジン、エンジン試験器材及びエンジン計測器材について、性能、機能、構造、運転及び整備に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であり、公募を実施した結果、応募者が該者一者で評価基準を満たしているため。（会計法第２９条の３第４項）（公募）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	5,701,300	－					17025

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。